

岩手県告示第347号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成28年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	担当する医療の内容	担当する自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社菊屋薬局	雫石町中町33番地4		育成医療及び更生医療	平成28年4月1日
のぞみ調剤薬局	宮古市西町一丁目7番32号		育成医療及び更生医療	平成28年4月1日
くくる花巻訪問看護ステーション	花巻市野田351番地1		育成医療及び更生医療	平成28年4月1日
かるまい訪問看護ステーション	軽米町大字軽米第8地割大軽米43番地		育成医療及び更生医療	平成28年4月1日